

平成 29 年 10 月 25 日  
株式会社日本政策金融公庫

**株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務において  
不正行為が行われた事案について**

1. 本日、株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）は、危機対応業務において不正行為が行われた事案について、経済産業省、財務省、金融庁及び農林水産省（以下「主務省」という。）に対して、全件調査の結果等の報告を行ったと、公表しました。
2. また、全件調査の結果等の報告を受けて、主務省は商工中金に対して、
  - ・ 不正行為の発生や不適切な業務運営を防止するため、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢等を抜本的に見直すこと
  - ・ 危機対応業務の要件に該当しない案件について、損害担保契約の解除や既に支払いのあった利子補給金等の速やかな返還等の適切な対応を行うこと等の指示をしたものと承知しています。
3. 当公庫においても、商工中金から報告を受けており、当該報告内容等を踏まえ、主務省と協議のうえ適切に対応することと致します。